

こどもをまもろう みんなでまもろう



こども性暴力防止法
施行時現職者の分散申請について

こどもまんなか
こども家庭庁

支援局

参事官（こども性暴力防止担当）付

制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じる**こと等を義務付ける。

制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、**①支配性、②継続性、③閉鎖性**を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

対象事業者

学校設置者等(第2条第3項)

学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者

民間教育保育等事業者(第2条第5項)

学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者

対象業務

学校設置者等における教員等(第2条第4項)

教諭、保育士等

民間教育保育等事業者における教育保育等従事者(第2条第6項)

塾講師、放課後児童支援員等

対象事業者に求められる措置等

安全確保措置

1 日頃から講ずべき措置

- ・ 服務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発(ガイドライン事項)
- ・ 性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との**面談等**(第5条第1項等)
- ・ 児童等が**相談を行いやすくするための措置**(相談体制等)(第5条第2項等)
- ・ **研修**(第8条等)

初犯防止対策

3 特定性犯罪前科の有無の確認

- ・ 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
 - － 学校設置者等の現職者
 - ➔ 施行から3年以内(第4条第3項)
 - － 民間教育保育等事業者の従事者
 - ➔ 認定等から1年以内(第26条第3項)
- ・ 確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認(第4条第4項等)

再犯防止対策

2 被害が疑われる場合の対応

- ・ **調査**(第7条第1項等)
- ・ 被害児童等の**保護・支援**(第7条第2項等)

4 児童対象性暴力等の防止のための措置

- ・ **①～③を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、児童対象性暴力等の防止のための措置(教育・保育等の業務に従事させないなど)**を講じなければならない。

※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとの判断の下で、**防止措置**を実施。詳細は令和8年1月公表のガイドラインで提示。

防止措置

情報管理措置

特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置

- ・ 犯罪事実確認記録等の適正な管理(第11条、第14条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止(第12条等)
- ・ 犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告(第13条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去(第38条)
- ・ 情報の秘密保持義務(第39条)

指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施(定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等)。



犯罪事実確認

- 対象事業者は、対象業務従事者について、特定性犯罪事実該当者であるか否かの確認を行わなければならない。
- 犯罪事実確認を適切に行わなかった場合は、義務事業者(民間)については事業者名等の公表、認定事業者については認定取消しとなる。

事務フロー



対象・期限

| 事業者の種類別 | 従事者の区分 | 期限 |
|---------|-----------|--|
| 学校設置者等 | 新規採用・配置転換 | 内定・内示等から当該業務を行わせるまで(※) |
| | 現職者 | 施行日から起算して3年を経過する日(令和11年12月24日)まで ※令和9年4月以降、順次申請開始 |
| | 一度確認を受けた者 | 5年ごとに再確認が必要 |
| 認定事業者 | 新規採用・配置転換 | 内定・内示等から当該業務を行わせるまで(※) |
| | 現職者 | 認定等の日から起算して1年を経過する日まで |
| | 一度確認を受けた者 | 5年ごとに再確認が必要 |

標準処理期間

- 日本国籍の場合
2週間～1か月
- 外国籍の場合
1か月～2か月

(※)急な欠員等のやむを得ない事情があり、直ちに業務に就かせなければ事業運営に著しい支障が生じる場合は、特例的に犯罪事実確認前に従事可能(いとま特例)。

<犯罪事実確認書等の閲覧方法>

➤ 情報管理の観点から、従事者への事前通知や事業者に交付された犯罪事実確認書については、こまもろうシステム上での閲覧を原則とする。

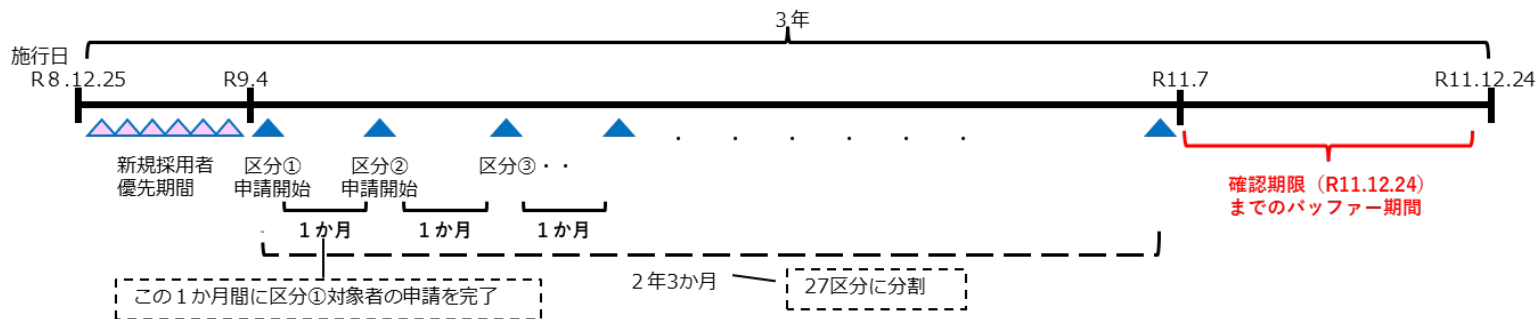
施行時現職者について

- 施行時現職者とは、法の施行の際、現に存在し又は行われている学校設置者等の施設・事業等について、
 - ・ 法施行時点(令和8年12月25日時点)で、現に教員等として対象業務に従事させている者
 - ・ 施行日の前日(令和8年12月24日)までに、内定・内示当を受けて対象業務に従事させることを決定していた者をいう。
- 法の施行の際、育児休業、介護休業、産前産後休業等を取得している教員等を含む。

施行時現職者の犯罪事実確認書の交付申請の分散について

- 施行時現職者の犯罪事実確認(約280万人)が、法定期限(施行後3年以内:令和11年12月24日)までに終わられるよう、犯罪事実確認書の交付申請時期を分散
- 母数の大きい公立学校については、各都道府県教委・市町村教委において、各学校の対象従事者数を把握し、各都道府県ごとに分散方法を決定(例:採用年次、学校単位、学校種別 等)
- それ以外の施設・事業(私立学校、児童福祉施設等)については、各都道府県を27区分(27か月)に割り振り、学校設置者等は、所在する都道府県の申請対象月に犯罪事実確認書の交付申請を実施
- 割り当てられた申請対象月の1か月での申請が難しい場合は、その前後1か月を含め、最大3か月の間に申請(令和9年4月が申請対象月の場合は、令和9年4~6月の3か月の間に交付申請を行う。)
- 所轄庁は期限までに犯罪事実確認が完了するよう、進捗管理

<分散申請の流れのイメージ>



私立学校等、児童福祉施設・事業の分散申請の方法

・都道府県立学校・市町村立学校以外の施設・事業（私立学校等、児童福祉施設・事業）の施行時現職者の犯罪事実確認書の交付申請の時期の分散方法は、以下のとおり。

【こども家庭庁】

- ・こども家庭庁において、学校設置者等の従事者数（推計）を踏まえ、令和9年4月以降1か月ごとに、各都道府県を27区分（27か月）に割り振る。学校設置者等は、その事業所が属する都道府県の区分の月（申請対象月）に犯罪事実確認の交付申請を行う。
- ・令和8年6月に、所轄庁（都道府県・市町村等）に対し、27の都道府県の分割区分のうち、各所轄庁が該当する分割区分を通知する。
※ 所轄庁が中央省庁、国立大学法人、国立高専機構、公立大学法人の場合は、複数の都道府県に施設・事業所が設置されていることから、全ての分割区分を通知する。
- ・事業者に対し、各事業所の申請時期をシステム上で事業者へ通知する（準備期間を踏まえて、分割区分の時期の1年前に通知予定）。
※ システムは令和8年12月に稼働予定であり、令和9年4月～12月の分割区分に該当する所轄庁については、システム上で1年前に事業者へ通知することができないため、所轄庁はこども家庭庁から連絡があり次第速やかに事業所に周知を行う。

【都道府県の分割区分の決定方法】

- ・学校設置者等の従事者数（推計）が全国で約280万人であることを踏まえ、①～⑦の区分期間（1か月ごと）に割り振られる従事者数が概ね10万程度となるよう、47の都道府県を各区分に割り付ける（従事者数が少ない都道府県は複数の県を1区分に割り付け、多い都道府県は2区分に分割する）。
- ・対象従事者に予見可能性（あと2年は確認されないなど）を持たせないため、都道府県の区分の順番には、ランダム性を持たせる。

| 区分 | 都道府県 |
|-----|---------|
| 区分① | 〇〇県 |
| 区分② | 〇〇県 |
| 区分③ | 〇〇県、〇〇県 |
| 区分④ | 〇〇県 |
| 区分⑤ | ・ |
| 区分⑥ | ・ |
| 区分⑦ | |
| 区分⑧ | |
| 区分⑨ | |

| 区分 | 都道府県 |
|-----|------|
| 区分⑩ | |
| 区分⑪ | |
| 区分⑫ | |
| 区分⑬ | |
| 区分⑭ | |
| 区分⑮ | |
| 区分⑯ | |
| 区分⑰ | |
| 区分⑱ | |

| 区分 | 都道府県 |
|-----|------|
| 区分⑲ | |
| 区分⑳ | |
| 区分㉑ | |
| 区分㉒ | |
| 区分㉓ | |
| 区分㉔ | |
| 区分㉕ | |
| 区分㉖ | |
| 区分㉗ | |

私立学校等、児童福祉施設・事業の分散申請の方法

【所轄庁】

- ・ 所轄庁は、事業者が交付申請を適切に行っているか、進捗を適切に管理する。
(令和9年度中に、システム上で所轄庁が事業者の交付申請状況の進捗管理ができる機能が公開予定。)

【学校設置者等（事業者）】

- ・ 事業者は、指定された申請対象月（事業所が属する都道府県が割り当てられた区分期間）に、犯罪事実確認書の交付申請を行う。
- ・ 事業者（又は事業所の長）は、施行時現職者に対して、申請対象月の4か月前に申請時期等（戸籍の取得の必要性等）を伝達する。
※ 4か月前に申請手続が必要な旨を伝達する際、戸籍等の取得（マイナンバーカードをスマートフォンにかざして取得する際等）に必要となる戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号の有効期限が3か月であることを踏まえ、それ以降に手続を行うよう伝達すること。
- ・ 原則として、申請対象月での申請を基本とするが、その間で対応がどうしても難しい場合には、申請対象月の前後1か月を含む3か月の間に交付申請を行う。（令和9年4月が申請対象月の場合は、令和9年4～6月の3か月の間に交付申請を行う。）
- ・ 事業者は、全ての施行時現職者の犯罪事実確認が完了したとき、その旨をシステム上で報告する。
- ・ 施行時現職者の確認期限である令和11年12月24日を超過しても確認が終了していない場合は、犯罪事実確認義務違反となる。

【施行時現職者に都道府県をまたぐ異動があった場合の犯罪事実確認について】

- ・ 施行時現職者の確認期間（施行後3年）の間に、対象となる従事者が都道府県をまたいで異動を行う場合、申請対象月が到達していない都道府県から申請対象月に到達済みの都道府県に異動するときは、異動した者の確認漏れが生じないようにすることが必要となる。

【同一事業者内の異動の場合】

- ・ 同一事業者内における事業所間の異動の場合は、事業者・事業所間、異動元、異動先の事業所間で丁寧に情報共有を行うなどにより、確認漏れがないように対応する。

【異なる事業者間の異動の場合】

- ・ 異なる事業者間の異動の場合は、施行時現職者とはならないため、新規雇入れとして、確認を行う。

分散申請についてよくあるお問合せ

Q

法施行後、施行時現職者が分散申請の時期が到達する前に退職することになった場合は、どうすればよいでしょうか？

A

分散申請の時期が到達する前に退職した施行時現職者については、犯歴確認を行う必要はありません。

Q

施行後に採用する者は分散申請の対象でしょうか？

A

分散申請の対象にはなりません。施行後に採用される者は施行時現職者ではなく新規採用者となるため、内定・内示から対象業務を行わせるまでの期間に犯歴確認を行います。

分散申請実施に向けた今後のスケジュール（国からの周知等）

※おおまかなイメージであり、今後変更の可能性あり。

| 時期 | 内容 | 詳細 |
|---------------|--------------------|---|
| 令和8年5月25日、27日 | 分散申請に関する全国説明会の実施 | 都道府県等及び関係団体のご担当者を対象にオンライン説明会を実施。 |
| 令和8年6月上旬頃 | 通知発出（分散申請の方法等について） | 関係団体への意見照会や全国説明会での意見を踏まえて、分散申請の方法や分散の時期について、通知発出予定。 |

※ 令和8年秋頃に、所轄庁の進捗確認方法等について通知発出予定



- 令和8年12月25日 こども性暴力防止法施行
- 令和9年4月～ 分散申請開始

参考

(GビズID取得とまとめ登録の実施等)

令和8(2026)

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

| | |
|--------------------|---|
| <p>国からの周知資料等</p> | <p>▲ ガイドライン (1月9日)</p> <p>▲ まとめ登録マニュアル</p> <p>○ 研修教材、解説動画・資料 ○ 周知啓発資料 ○ 報告・対応ルールひな型</p> <p>▲ 事務手続マニュアル (予定)</p> <p>▲ 法施行 (12月25日)</p> |
| <p>システム登録</p> | <p><input type="checkbox"/> G BizID取得【4月末まで】 (法人・運営者等で取得)</p> <p><input type="checkbox"/> 事業者情報登録【指定の期限まで】 (施設・事業所から所轄庁に登録)</p> <p><input type="checkbox"/> 国からの確認に対応【必要に応じて随時】</p> <p><input type="checkbox"/> 権限設定準備【12月上旬まで】</p> <p><input type="checkbox"/> 権限設定</p> |
| <p>犯罪事実確認・防止措置</p> | <p><input type="checkbox"/> 制度についての従事者等への周知 (犯罪事実確認の対象になる旨など)</p> <p><input type="checkbox"/> 対象従事者の範囲、不適切な行為の範囲の検討・確定</p> <p><input type="checkbox"/> 就業規則の見直し (不適切な行為の範囲、懲戒事由等)、採用募集要項等の見直し ※2 詳細は別紙2参照</p> <p><input type="checkbox"/> 採用過程での性犯罪前科の事前確認 ※2 詳細は別紙2参照</p> <p><input type="checkbox"/> 現職者の犯罪事実確認の工程表作成【R8.10中旬まで】 ※3 教育委員会のみ</p> |
| <p>安全確保措置</p> | <p><input type="checkbox"/> 体制整備 (相談窓口設置・周知等)</p> <p><input type="checkbox"/> 性暴力事案の疑い発生時の報告・対応ルール策定・周知</p> <p><input type="checkbox"/> 従事者向け研修の計画策定・実施</p> <p><input type="checkbox"/> 児童等・保護者向け周知・啓発</p> |
| <p>情報管理措置</p> | <p><input type="checkbox"/> 情報管理規程の作成、規程に沿った情報管理体制の整備</p> <p><input type="checkbox"/> 情報管理担当者向け研修の実施</p> |
| <p>その他</p> | <p><input type="checkbox"/> (委託・指定管理等を行っている場合) 役割分担の検討</p> <p><input type="checkbox"/> 事業者向け研修の受講</p> |

GビズID（法人共通認証基盤）の概要

- GビズIDは、事業者（法人、個人事業主）が1つのアカウントで国や地方公共団体等の250近いウェブサイトログインできる認証サービスです。2019年2月から提供を開始しました。



↑ GビズIDの概要を
まとめたウェブサイト

- 1** 1つのIDで複数の行政手続に認証(ログイン)できる
これまでは電子証明書や、登記事項証明の写し等バラバラな本人確認手法だったのを共通のログインシステムで標準化
- 2** マイナンバーカードによる本人確認で手続毎の存在確認書類が不要に
これまでは手続ごとに存在確認書類（登記事項証明書等）を取り寄せていたものが不要に
- 3** GビズIDプライムでは2要素認証を通じてセキュリティにも配慮
ID/Passwordに加えて、スマホでのアプリによる端末認証を通じて、安全にログインできる環境を実現



事業者情報登録（まとめ登録）について

- 学校設置者等（義務対象事業者）は、登録漏れや登録情報の誤りを防ぐ観点から、所轄庁を通じて事業者情報を取りまとめ、システムへの一括登録と各事業者アカウントの発行を実施。
- 学校設置者等は、令和8年4月末頃までにG Biz IDを取得した上で、令和8年4月から7月の指定期間中に、こども家庭庁にG Biz IDを含む事業者情報を事前登録することが必要。

こども性暴力防止法関連システム
事業者アカウント
まとめ登録マニュアル

こどもをまもろう みんなでまもろう



第 1.0 版

(まとめ登録の流れ)

STEP 1

G Biz ID 取得

～4月末頃

「II. G Biz ID の取得」参照

STEP 2

登録様式提出

4月～7月

「III. 事業者情報の登録」参照

STEP 3

権限検討・内容確認

6月～11月

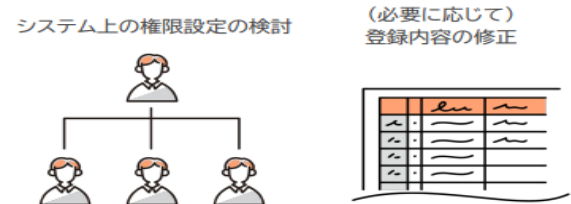
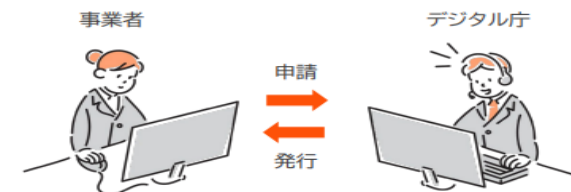
「II. G Biz ID の取得」
「IV. 登録内容の修正」参照

STEP 4

システムログイン

12月

「V. システム操作」参照





令和8年
(2026)
12/25
施行

教育・保育などを行う事業者の皆さまへ

こども性暴力防止法

による対応がはじまります！

- Point 1** 制度開始後、対象事業者は、従事者に、**性犯罪前科の有無を確認すること**が求められます。
- Point 2** 性犯罪前科が確認された場合には、性暴力のおそれがあるとの判断の下、**配置転換等の雇用管理上の措置**が必要になります。
※ こどもに接する業務に就かせ続けることはできません。
- Point 3** 制度開始後のトラブル防止のため、**制度開始前から、採用選考の際、誓約書等で求職者の性犯罪前科の有無を確認**しておいてください。

こども性暴力防止法とは？

性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。こども性暴力防止法では、対象事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられています。

制度の対象は？

こどもに教育・保育などを提供する事業のうち、次の事業・業務が対象となります。学校、認可保育所などは、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組が義務となります。それ以外(放課後児童クラブ、学習塾など)は、国が認定をすることで、制度の対象となります。

| | 義務対象 | 認定対象 |
|------|---|---|
| 対象事業 | <ul style="list-style-type: none"> 学校 (幼小中高特支、高専、高等専修学校) 認可保育所、認定こども園 児童養護施設 障害児施設 など | <ul style="list-style-type: none"> 認可外保育施設 一時預かり、病児保育 放課後児童クラブ 学習塾、スポーツクラブ など |
| 対象業務 | <ul style="list-style-type: none"> 教員、部活動指導員 保育士 児童指導員 児童発達支援管理責任者 など | <ul style="list-style-type: none"> 保育従事者 子育て支援員研修受講者 放課後児童支援員 塾講師、指導員 など |

今後、皆さまにお願いすること

事業者向けリーフレット

制度の開始後^{※1}、対象事業者には、次の措置が求められます。

- 安全確保措置 … 被害の早期把握のための面談・アンケート、相談体制の整備 等
- 犯罪事実確認 … 従事者の性犯罪前科の有無の確認
- 防止措置 … 性暴力のおそれがあると判断される場合のこどもとの接触回避策 等
- 情報管理措置 … 性犯罪前科等の情報の適正な管理

特に、性犯罪前科が確認されるなど、性暴力のおそれがあると判断される従事者については、配置転換等の雇用管理上の措置が必要になるため、制度開始後のトラブル防止の観点から、

- ✓ **就業規則等を整備して従事者に周知しておくこと**
 - ✓ **採用選考の際に、誓約書等により性犯罪前科の有無を確認しておくこと**
- 等の対応を、制度開始前のいまから事前に行っておくことが重要です。



いまから着手が必要なこと

就業規則の整備等

就業規則等を整備して従事者に周知すること、採用選考時に性犯罪前科を確認することなどがが必要です。



従事者への周知

制度開始に伴い、従事者が対応すべき事項(性犯罪前科の確認、研修受講等)の周知をお願いします。



施行までに対応が必要なこと^{※3}

法で求める体制整備

こどもからの相談窓口の設置、不適切な行為の検討など、法で求める取組の準備が必要です。



GビズID登録

手続はオンラインで行います。なりすまし防止のため、GビズID^{※2}の事前取得をお願いします。



※1 令和8(2026)年12月25日以降
 ※2 デジタル庁発行の事業者向けID。1つのID・パスワードで複数の行政サービスへのログイン・手続が可能となります。
 ※3 詳細は、ガイドライン策定後にご案内予定です。

こども性暴力防止法の詳細については、こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

こども性暴力防止法 検索



通知の掲載場所：[事業者情報の一括登録（まとめ登録）](#)：義務対象事業者のみ | こども家庭庁

こ 支 性 第 25 号
デ 国 第 528 号
令 和 8 年 5 月 22 日

各都道府県こども政策担当部局長
都道府県以外の公立大学法人を設立する各地方公共団体担当部局長
こども家庭庁支援局家庭福祉課長
文部科学省総合教育政策局政策課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

こども家庭庁支援局参事官（こども性暴力防止担当）
デジタル庁国民向けサービスグループ参事官

こども性暴力防止法に基づく事務手続に必要となるGビズIDの
事前取得について（再周知）

令和6年6月に成立した、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「法」という。）は、本年12月25日に施行されます。

法が施行されると、法に基づく全ての事務手続は、現在こども家庭庁において開発中の「こまろうシステム」（以下「システム」という。）を通じて行うこととなります。

対象事業者のうち、犯罪事実確認などの措置が義務化される「学校設置者等」（※）については、施行日から直ちに犯罪事実確認の手続を行うことが必要があります。このため、事業者の登録漏れや登録情報の誤りを防ぐ観点から、こども家庭庁では、本年4月から施行日までの間に、所轄庁を通じて事業者情報を取りまとめ、システムへの一括登録と各事業者アカウントの発行を行う予定です。学校設置者等は、この一括登録の手続の中で、こども家庭庁にGビズIDを含む事業者情報を事前登録する必要があります。

GビズIDについては、「こども性暴力防止法に基づく事務手続に必要なとなるGビズIDの事前取得について（依頼）」（令和8年1月27日付け支総第30号・デ国第64号。以下「GビズID取得依頼通知」という。）（掲載先：[こども性暴力防止法に基づく事務手続に必要なとなるGビズIDの事前取得について（依頼）](#)）及び「こども性暴力防止法の施行に向けた学校設置者等の事業者

令和8年12月25日のこども性暴力防止法の施行に向けて まだGビズIDを取得していない 学校設置者等(義務対象事業者)※は 速やかに取得してください！

※ 指定(指定管理)や委託を受けている施設・事業所の運営者も、GビズIDの取得が必要となります。

GビズIDを未取得の場合、
今後の手続ができなくなります。

(まとめ登録の流れ)



◆ 法施行前に「まとめ登録」を実施します

事業者には、法の施行と同時に、従事者の犯罪事実確認等の各種義務が生じることから、施行時点で、「こまろうシステム」へのアカウント登録が確実に行われている必要があります。このため、所轄庁において、事業者の情報を取りまとめ、こども家庭庁に一括登録します(まとめ登録)。その際、事業者情報としてGビズIDの取得が必須です。

◆ GビズIDとは

GビズIDとは、デジタル庁が事業者向けに発行するアカウントです。1つのGビズIDで複数の行政サービスへのログイン・手続が可能となります。

Q

すべての学校設置者等(義務対象事業者)はGビズID(プライム)の取得が必要とのことですが、誰が取得すればよいのでしょうか？

A

(民間の法人・個人事業主である場合)

組織の長(理事長、代表取締役など)でなければ、GビズID(プライム)を取得することはできません。GビズID(プライム)を既に取得済みの場合は、新たに取得する必要はありません。

(地方公共団体である場合)

民間事業者とは異なり、課長職級以上の役職者であれば取得が可能となっているため、既に他部署等においてGビズIDを取得している場合があります。こども性暴力防止法関連システムを取り扱うべき主体はいずれの部署が適切かという観点で、新たなGビズID(プライム)が必要か否かをご判断ください。

Q

施設・事業所の運営を委託していますが、委託元と委託先のどちらがGビズIDを取得する必要があるのでしょうか？

A

委託元(学校設置者等)と委託先(施設等運営者)ともに、GビズIDの取得が必要です。

Q

事業者内でこまもろうシステム(こども性暴力防止法関連システム)を扱う者はすべてGビズIDの取得が必要になりますか？

A

GビズID(プライム)の方と、必要に応じて設定するGビズID(第一管理者)の方以外については、GビズIDの取得は不要です。(GビズID(プライム)又はGビズID(第一管理者)のアカウントを持つ方が、こまもろうシステム利用開始時に、複数の者に対して、システム上の利用権限を付与することができます)

最近多く寄せられているお問合せ(まとめ登録関係)

Q

まとめ登録は、施設・事業所ごとに提出するのでしょうか？法人ごとに提出するのでしょうか？

A

施設・事業所ごとに、所轄庁に登録してください。

Q

まとめ登録様式の「担当者」の欄(入力項目⑱～㉓、㉖～㉘)は、どのような者を記載すればよいのでしょうか？

A

登録内容は、こども家庭庁で確認を行います。確認が必要と思われる事項があれば、登録いただいた担当者の連絡先に確認依頼をすること(※)がありますので、その際にご対応いただける方を記載してください。

※7月以降、こども家庭庁が業務委託している「公益財団法人児童育成協会」からご連絡します。

Q

まとめ登録様式「施設等運営者」(入力項目㉚)の区分は何を選択すればよいのでしょうか？

A

学校設置者等から指定(指定管理)を受けて施設・事業所を運営している場合は「指定管理」を、委託を受けて施設・事業所を運営している場合は「委託」をそれぞれ選択してください。

なお、学校設置者等が施設・事業所を直接運営している場合は「なし」を選択し、入力項目㉛～㉞の入力は不要です。